

登記事務の停止解除について

海老名駅西口土地区画整理事業について、平成28年8月19日より下記区域内の不動産の登記については登記事務を停止していましたが、換地処分による登記が完了しましたので登記事務の停止を解除いたします。

平成28年9月13日
横浜地方法務局大和出張所

記

- 1 対象区域（海老名駅西口土地区画整理事業地内）

海老名市上郷の一部